

# 合意書

山田花子（以下、「甲」という。）と久保田誠（以下、「乙」という。）は、次のとおり合意する。

（婚約解消の確認）

第1条 甲と乙は、本日をもって婚約を解消することに合意する。

（謝罪）

第2条 乙は、婚約解消に至った原因が専ら乙にあることを認め、甲に対し深く謝罪する。

（慰謝料）

第3条 乙は甲に対し、婚約解消に伴う慰謝料として金100万円の支払義務があることを認め、本日、乙は甲に対し、金100万円を本書の締結と同時に支払い、甲はこれを受領した。

（費用負担）

第4条 甲と乙の挙式、披露宴、新婚旅行の予約取消しに係る費用は、乙が負担する。

（返還請求権の放棄）

第5条 乙は甲に対し、先に交付した結納金100万円及び婚約指輪の返還請求権を放棄する。

（清算条項）

第6条 甲及び乙は、本件に関し、本合意書に定めるほかには、甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意成立の証として本合意書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通保有する。

平成29年11月10日

(甲)

住所 岩手県紫波郡紫波町北日詰字大日堂〇番地〇〇

氏名 山田 花子



(乙)

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田〇番地〇〇

氏名 久保田 誠

